

一部区間における対キロ区間制から特殊区間制への編入について

当社の一部区間において、他社は「特殊区間制(特区)」であるにもかかわらず、当社では「対キロ区間制」を適用している区間があります。

つきましては、より分かりやすい運賃制度とするため、当該区間を「特殊区間制(特区)」へ編入したいと考えておりますので、下記の内容についてご理解を賜りたく、協議をお願い申し上げます。

1 対象区間

路線	該当区間	便数
[新28]大麻団地線	厚別北 3 条 4 丁目～ 厚別北 3 条 5 丁目	平日 37 便、土日祝 32 便

2 実施案

該当区間の現行運賃	改定案	該当区間の改定後運賃
220 円(対キロ)	特区に編入	240円(現行の1区)+1区の改定額

3 参考

(1) 該当区間の位置図



(2) 現在の普通旅客運賃表

		至 野幌駅北口	
		対キロ区間	3 番通 1 7 丁目
		厚別北 3 条 5 丁目	220
			0.3
		厚別北 3 条 4 丁目	220
			0.2
		厚別東 3 条 1 丁目	240
			2.9
		新札幌駅	240
			0.8
		札幌市	3.7
		江別市	3.1
			3.4
			3.9
			4.2